

# 南丹市地域自立支援協議会 議 事 録

南丹市地域自立支援協議会事務局  
(南丹市福祉保健部社会福祉課)

令和2年度第3回南丹市地域自立支援協議会議事録

1. 招集年月日 令和3年2月17日（水）
2. 開催年月日 令和3年3月12日（金）午後2時～午後4時
3. 開催場所 南丹市役所（4号庁舎2階）会議室
4. 委員の総数及び出席者数並びにその氏名
  - (1) 委員の総数 18名
  - (2) 出席者数 11名
  - (3) 出席した委員の氏名（敬称略）

役職	氏名	所属役職	出欠	備考
会長	内藤政博	社会福祉法人京都太陽の園業務執行理事	○	
副会長	中井和夫	南丹市身体障害者福祉会副会長	×	
委員	田中智子	佛教大学社会福祉学部准教授	○	
委員	原田朱美	南丹市民生児童委員協議会幹事	○	
委員	松本久仁子	南丹市社会福祉協議会自立支援部長	○	
委員	小林義博	口丹心身障害児者父母の会連合会	○	
委員	坂井隆雄	南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つばみ会代表	○	
委員	高向一統	特定非営利活動法人城山共同作業所施設長	○	
委員	塩貝真人	特定非営利活動法人はびねすサポートセンター支援員	×	
委員	奥村研也	社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮長	×	
委員	長山綾	ふない聴覚言語障害センター長	○	
委員	田中幹也	京都西陣公共職業安定所園部出張所総括職業指導官	×	
委員	和田誠司	なんたん障害者就業・生活支援センター長 (南丹圏域障害者総合相談支援センター結丹センター長)	×	
委員	後藤昌則	京都府立丹波支援学校長	×	
委員	山内晴貴	京都中部総合医療センター事務局長	×	
委員	光井貢	京都府南丹保健所福祉課主幹兼係長	○	
委員	内田和彦	花ノ木医療福祉センター地域支援部地域支援課長	○	
委員	山崎公暁	障害者生活支援センターこひつじ相談支援専門員	○	
合計	18名		11名	

5. 傍聴者数 0名

## 6. 議事の経過の要領及び議事別の議事事項

司会	<p>皆様には、大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより、令和2年度第3回南丹市地域自立支援協議会を開催させていただきます。司会を務めさせていただき、南丹市福祉保健部社会福祉課長の矢田でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、開会にあたりまして、内藤政博会長よりごあいさつを申し上げます。</p>
会長	<p>(開会あいさつ)</p>
司会	<p>ありがとうございました。なお、委員数18名のうち本会議の出席委員数は11名で、委員の半数以上にご出席いただいておりますので、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。それでは、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第1項の規定により、内藤会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、協議事項(1)南丹市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>失礼いたします。はじめに配布資料を確認させていただきます。次第、資料①南丹市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(中間案)に関するご意見の概要と考え方、資料②南丹市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(最終案)、資料③答申書(案)、また、市から委員さんへの依頼文書として「障害者福祉の案内版の掲載内容について」及び参考として障害者福祉の案内版を配布していますが、漏れ等ございませんでしょうか。それでは、協議事項(1)南丹市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画障害福祉計画に関して、まずはパブリックコメント等における意見と計画への反映結果について、計画に反映させた部分を中心にご説明させていただきますので、資料①と資料②の双方をご覧ください。今回、令和3年1月18日から2月8日にかけて市民の皆様へ中間案に関する意見募集を実施しました。結果、市民の皆様からのご意見はありませんでしたが、自立支援協議会委員3名の方からご意見等をいただきましたので、そのご意見と考え方等について今回ご説明させていただきます。資料①1ページ目のNo.1について「全体を通して「障害(者)」と「障がい(者)」と2つの記載があるが使い分けがされているのか?理由があるのならその考え方が伝わるとよい。」とのご意見を受け、「障がい」表記基準についての考え方を目次の次ページに記載しています。次に、No.2について全体を通して、「等」と「など」の記載方法を統一してはどうか。とのご意見を受け、記載方法については漢字の「等」で統一しています。なお、一部、アンケートの設問や選択肢でひらがなの「など」となっている部分は、ア</p>

ンケート調査内容との整合性を図るため、そのままの表記とさせていただきます。次にNo.3について計画書13ページになりますが、(4)の(1)の2番目の●ですが、「障害種別」というより「障害の程度」の方が、良いのではないかとのご意見を受け、「障害の程度」に修正しています。次に、No.4について計画書21ページの漢字とひらがなの表記について、統一してはどうかのご意見を受け、1番目の○の2行目の「できない」を漢字からひらがな表記に修正しています。続いて、No.5になりますが、29ページ(5)障がい児支援の提供体制の整備等の関係になります。南丹市では国が挙げている目標を、達成できているので素晴らしいと思うが、第6期でもそのままの目標の継続でよいのか。とのご意見になり、21ページの(4)関係団体アンケート調査からみた課題のところに、不足している事業・サービスとしていくつか挙げられているので、そのことを考慮して市として新たに目標設定して取り組む計画はあるか。とのご意見をいただきました。南丹市の提供体制の整備等については、人口規模、財政力などから総合的に判断する中で、市単独ではなく、南丹圏域内の2市1町で検討及び整備を進めることとしており、また、障害福祉サービスにかかる事業・サービスについては実態に応じた中で必要性について検討を行ないながら、必要量の確保を図っていきたいと考えます。続いて、No.6になります。34ページ目の表最下段になります、短期入所(福祉型・医療型)について、「介護者が病気等で介護できなくなった時の制度があることはいいことだと思う。これは子どもにもあてはめて考えてもよいのか?コロナに感染した時などさまざまなことを想定しておくことも必要であると考える。」とのご意見がありました。緊急時に関しては、関係機関で協議しながら障害福祉サービスが必要となった場合、短期入所等を利用していくことが考えられます。ただし、本人の状況などから様々な社会資源を模索し、事前に検討や体験をしておくことが大切だと考えます。また、障がい児者に限らず、普段から家庭や関係者で事前に様々なことを想定して検討することで、本人の負担も少なく対応ができるのではないかと考えます。なお、新型コロナウイルス感染症の対応や対策については、本市の「南丹市新型インフルエンザ等対策行動計画」を始め、国・府の対応状況及び指導・助言、関連通知等を踏まえ、対応や対策を講じることとしています。今後も、新型コロナウイルスのみならず、インフルエンザやノロウイルス等の感染症に対する備えと対応については各関係機関と連携を図りながら進めていきいたと考えます。続いてNo.7になります。56ページの「障害児通所支援のサービスの種類と内容について」です。No.6と関連も関連しますが、保護者の病気等で育児が厳しくなった時に受けられるサービスを提供する制度はあるのか?また、今後提供していこうとする考えはあるか?とのご意見です。まず、障害児通所支援については、56ページに記載している6つのサービスになります。なお、障がい児であっても関係機

関で協議しながら障害福祉サービスが必要となった場合、短期入所等を利用していくことが考えられます。今後も、関係機関と連携を図りながら対応を進めていきますのでよろしくお願いいたします。続いてNo.8ですが、ページ数が戻りますが、計画書18ページの(11)南丹市の取り組みに関する評価に関連するご意見となります。アンケート調査結果から雇用・就労への支援の必要性が高いのに、就労を継続させたり働く場所を確保したりするためにどうするかわかりにくい。また、軽度知的障害や精神障害の方をどう支援するのもわかりにくいとのご意見をいただきました。雇用・就労支援については、基本計画である障害者計画の(「2働く場や生きがいの創出のために」の基本施策「(1)雇用・就労の支援」に記載しています。今回のご意見については、障害者計画の見直し時に検討していきますのでよろしくお願いいたします。続いて、No.9及びNo.10については見込量と数値目標に関するご意見となります。まず、36ページの表の3番目の自立生活訓練及び、下から2番目の短期入所(福祉型)の令和3年度の数値設定が元年度実績より減少しているがコメントでは維持となっているので矛盾するとのご意見です。中間案で記載していたそれぞれの計画値と実績からの分析の文言は令和3年度から令和5年度における数値の変化に関する部分のみを表現した文言となっており分かりにくいものでしたので、文書の修正を行っております。修正しました箇所については、36ページの「計画値と実績からの分析」の3番目の○と37ページの4番目の○、58ページの「計画値と実績からの分析」の1番目の○の3か所を修正しました。なお、令和3年度から5年度の見込量については、全てのサービスにおいて令和2年度の実績も含めて算出しているため、令和元年度の実績よりも数値が小さくなる場合もあります。続いて、No.11となります。54ページのサービス名の訪問入浴サービス事業について、「障害者訪問入浴サービス」の表記の統一が必要。「障害者」が不要ではないか。とのご意見を受け、見込み量のサービス名が「障害者訪問入浴サービス事業」となっていましたので、「訪問入浴サービス事業の表記に統一しています。続いて、ページ箇所が戻りますが、41ページの成年後見制度利用支援事業のサービス内容について、「申し立てや後見人報酬の費用助成も可能です。追記をしてください。」とのご意見を受け、確認をしたところ、記載すべきサービス内容が地域生活支援事業における「成年後見制度利用支援事業」の内容になりますので、この制度が、後見制度の利用について必要な経費を補助する制度であることから、41ページ【サービスの種類と内容】のサービスの内容欄について「障がいのある人に、成年後見制度の利用に要する費用のうち、制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の経費の全て、又は一部の補助を行います。」に修正しています。続いて42ページ相談支援事業における確保方策の1つ目の○に「権利擁護・成年後見センター」もそのよう

な機能役割があるので加えてもよいのではないかとのご意見がありました。ここに記載する内容についてはサービスの概要説明に留めているため地域自立支援協議会等と記載しています。なお、相談支援体制については様々な機関と連携を図りながら充実を図っており、基本計画である障害者計画の45ページに「〈相談支援体制図〉」を掲載していますので、今回のご意見については、障害者計画の見直し時に検討していきたいと考えますのでよろしくお願いいたします。また、2つ目の○に連携機関には、権利擁護・成年後見センターだけでなく「社会福祉協議会」も明記してください。とのご意見を受け、「南丹市権利擁護・成年後見センター等」を「南丹市権利擁護・成年後見センター及び南丹市社会福祉協議会等」に修正しております。また、市が養成した市民後見人人材を養成したことを市民に周知することが必要。養成した市民人材に対しても「活用をしていく姿勢」を示すこととのご意見がありました。成年後見制度の利用促進については、本計画の上位計画である「第3期南丹市地域福祉計画（権利擁護機能の強化）」との整合性を図りながら、成年後見制度の利用を必要とする方（認知症や障がいによって判断能力に不安がある方）が適切に制度の利用ができるよう、その支援体制を整えることを目指しています。市民後見人は様々な支援形態の一つとして大切な地域資源ではありますが、障害者計画では市民後見人のみを取り上げて記載するのではなく、46ページ(3)権利擁護体制の充実の中の【取り組みの方向性】に含み進めることとしております。続いて、61ページの3計画の達成状況の点検及び評価について自立支援協議会等の等と何かと、定期的にといいまいな言葉ではなく「年度ごと」にしてくださいとのご意見がありました。計画の進捗管理や評価については、毎年度、地域自立支援協議会で行なっていただくことを想定していますが、その他の関係機関に対しても、定期的に意見を聞く場を設けることがあるため、「等」及び「定期的」という表現をしています。最後になりますが、62ページの連携体制フロー図について「権利擁護・成年後見センター」や「社会福祉協議会」も図に加えて下さい。とのご意見がありました。「権利擁護・成年後見センター」や「社会福祉協議会」については、障害者施策に関わらず、福祉全般に大きく関わるものですので、連携体制については他計画との整合性を図りながら、障害者計画の見直し時に検討していきます。以上が、今回、いただきましたご意見とそれに対する考え方についてです。また、資料③の答申書案につきましては、協議会で計画案をご承認いただければ、後日、会長及び副会長で市長への答申をお世話になり、それを受けて、市として正式に計画を策定することになります。計画案と併せてこちらの方についても本日の会議でご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。以上でご説明とさせていただきます。

会長

事務局の説明に対し、ご意見や質問はございませんか。

小林委員	意見13番③に関して、判断力の低下した障がい者をどう支えていくかという成年後見制度であるが、南丹市では18人の方が市民後見人養成講座の受講を修了している。18人の人材が既にいるということをアピールするべきであり、計画にも文言として記載して欲しい。次に、意見14番にあった「定期的」という文言に関して、「定期的」と明示するからには今後もこの地域自立支援協議会で年度ごとに意見を聞く機会があるのかどうか確認したい。最後に、パブリックコメントは市民に公表されるのか。また、公表されるのであれば市のホームページ上であると思うが、場所が分かりにくいので、「新着情報」にしっかりと掲載してほしい。
事務局	計画の進捗管理等については今後も地域自立支援協議会で毎年実施いただく予定をしていますのでよろしくお願いします。また、パブリックコメントについては、本日の会議終了後に市のホームページ上及び、本庁と各支所の窓口で公表する予定です。また、ホームページ上の「新着情報」にも載せる方向で対応していきます。
小林委員	パブリックコメントの公募についてはホームページ上に掲載していたのか。また、他の計画についても同様なのか。
事務局	ホームページ上に掲載をしていました。また他の計画に関するものも含め、パブリックコメントに関することは全て掲載されています。
小林委員	情報の公開は市の姿勢の問題であると考えます。市政を市民にオープンにしていくことが重要。近年での公表方法の最低限であるホームページでの公表、そして「新着情報」への掲載をするべき。パブリックコメント結果も「新着情報」に掲載してほしい。審議会の一覧ページを開かなければ分からない様では困る。
事務局	本計画に限らず、市の姿勢として、ご意見は庁内で共有し全体の捉え方として検討していきます。
坂井委員	先日、京都府でも同様の会議があり知事あての答申がありました。京都府もそうですが、南丹市もエリアが広く、隅々まできめ細かく網羅することは難しい課題であると思います。そして、「障がい福祉」だけでは周知が難しい部分があります。最近の高齢福祉と一緒に周知する方向性で少しずつ浸透してきたかなと感じます。保健・福祉・医療の三位一体の地域包括ケアシステムの重要さがより一層高まってきています。本市にはたくさんの個別計画があるが、これらの計画や各種法律との整合性は取られているのかお聞きしたいです。また、他の計画策定過程においても、この自立支援協議会と同様にきめ細かく会議が開催されているのか、他の協議会についても伺いたいです。 次に、「地域の機関と連携を図りながら」という表現が出てくるので、こ

	<p>の自立支援協議会にも民間の支援機関の方に参加していただけないか、今後検討していったほしいと思います。最後に、精神障害にとっては「差別と偏見の払拭」が重要な課題です。心の問題であり制度等で進めていくことは難しく、東日本大震災の復興でも心の癒しが一番難しいとのこと。心の面への対応は重要な課題であると思っています。</p>
事務局	<p>ご意見いただいた背景や流れに関する部分は、計画案の1ページに「計画策定の背景」として記載させていただいています。また、関連計画との関係や計画の位置づけについては、3ページに記載し、各種個別計画との整合性を図っています。また、高齢者福祉計画や子ども・子育て支援事業計画、人権教育啓発推進計画等のその他の計画についても、本計画の策定と同様に様々な委員会等を開催し計画を策定している状況です。</p>
坂井委員	<p>議会との調整についても伺いたいです。</p>
事務局	<p>南丹市総合振興計画については議会で検討を行っています。</p>
会長	<p>他の委員からもご意見を賜りたいと思うがいかがですか。</p>
光井委員	<p>25ページの地域生活支援拠点に関して、南丹圏域の自立支援協議会に位置づけられるほっとネットでこの協議会の委員でもある和田委員を中心に整備の在り方について協議を重ねています。南丹圏域では拠点型の整備ではなく、面的な整備をしていこうという方向で進んでいます。面的な整備とは、1法人で拠点を整備するのではなく、地域の様々な法人が協力し複数の事業所で拠点機能を果たしていこうというものです。その面的整備という観点からみると、達成状況の数値目標として、「1箇所」という目標は見直しが必要なのではないか、また、「面的整備で進める」という表現にしてはどうかと思います。</p>
事務局	<p>今回の数値目標は「運用状況の検証及び検討回数」であり「年1回以上実施する」という指標であって拠点の箇所数とは異なります。また、拠点等の整備について、面的整備になるかは、現在も引き続き協議しているため、表現については調整・検討させていただきたいと思います。</p>
会長	<p>「各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保」が国等の目標基準ということではよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
小林委員	<p>そもそも地域生活支援拠点とは何をやる所かお教えいただきたい。</p>
光井委員	<p>地域生活支援拠点事業については、大きく5つのポイントがあり、メインポイントは「緊急時の相談機能・対応機能の整備」。親が病気で在宅での障がい者の介護が出来なくなってきた場合、申請・許可後に短期入所等</p>

	<p>の対応をとというような悠長なことはいってられない場合があります。そこで、緊急対応するための相談支援事業所が窓口となって、緊急避難（短期入所等）ができるよう体制を作ることが「緊急時の対応」です。相談窓口を整備し、相談に応じて緊急対応していくシステムを構築することになります。大きい法人であれば相談機能・短期入所・就労支援と広く対応できる「拠点」になり得ますが、そういった機能を全て持っている事業所は極めて少ない状況です。そこで、対応可能な事業をいくつか確保し、面的にシステム化して対応していこうというのが、「面的整備」です。相談窓口としても障がい者と障がい児で異なる場合もあるので、達成状況は1箇所というよりも複数個所で「面的整備をする」というという形でも良いのではないかと思います。</p>
会長	<p>この件に関しては文言の整理等も踏まえて事務局としてはどう考えていますか。</p>
事務局	<p>「運用状況の検証及び検討回数」の数値目標は国の指示する目標基準であるのでそのままとさせていただきたいと考えます。また、「地域生活支援拠点の整備」については、「面的整備」に関する説明や文言を追記させていただき、地域生活支援拠点事業の面的整備に向けた達成を図れる記載にできればと思います。</p>
山崎委員	<p>今更となり申し訳ないが、合理的配慮として漢字を読めない方への対応や目が見えない方へのアプローチをどうしていくのか疑問に感じました。どういった手法を取っているのか、他の市町村ではどのようにしているのかなど、今回の計画には間に合わないとしても次回計画には考えていかなければならないと思います。</p>
事務局	<p>南丹市として、他の計画も含め、なかなかそこまでの対応が出来ていないのが現状です。今後の計画策定にあたっては、そういった視点も持ちつつ検討を進めていきたいと思っています。</p>
光井委員	<p>市町村の計画策定を見ると、見開き4ページ程度で中核的なものを記載した概要版を作っている市町村が複数あります。南丹市は作成する予定はありますか。</p>
事務局	<p>今回策定する計画に関しては概要版を作成する予定はありません。次回については基本計画になるため、概要版について作成していければと考えます。</p>
田中委員	<p>次回以降に検討していただきたいことですが、令和3年度から令和5年度にかけてのサービス量の数値が増加していない背景として、社会資源不足もあります。福祉人材の確保の難しさもあると思います。現在、社会</p>

	<p>福祉士の実習を担当している中で、30人ほどを送り出しても、南丹地域に配属したのはこの10年間で2人程度だと記憶しています。京都府の北部では府の事業として、学生の交通費等の補助等を行なう福祉人材確保施策があり、少ないながらもインターンシップを通してIターンされる方もいます。遠隔地から通う学生さんは京都市内に住むことが多く、実習先は居住地から1時間以内という目安もあるため、中々、南丹市の方まで専門職を輩出できていないのが現状です。南丹市でも、福祉人材確保に繋がるような取組みが必要なのではないかと思います。保育士を目指す学生の奨学金を、その自治体で保育士として働くことを条件に、返済不要とする自治体もあります。今後併せて検討していただき、共に取り組んでいければよいのではないかと思います。</p>
事務局	<p>高齢者及び障がい者施設、保育の現場からも専門職の人材不足の声が挙がっているのが現状です。介護職では初任者研修経費の負担軽減等の支援をしているが、障がい分野では出来ていないのが状況です。いただいたご意見を参考にしながら、他にも取り組めるものがあれば、今後検討していきたいと思います。</p>
小林委員	<p>高齢福祉分野の計画の協議会でも、介護人材の確保に対しての意見が多く出ていました。市役所と一緒に取り組んでいきたいという委員の意見に、市役所も前向きな返答をしていました。南丹市として、福祉・介護の人材確保について事業所等の意見を聞きながら、市も一緒になって取り組んでいただきたいと思います。</p>
内田委員	<p>新卒者が南丹圏域での就職を目指していないという実感があります。大きく活動されている法人や、京都府と連携してインターンシップ等を実施している府北部の法人等に注目が集まっていると聞きます。大学福祉学部の学生も就職先に福祉分野を選ぶ方が減っているのが現状です。今後は大学との連携や小中学生への啓発等が重要になってくるだろうと考えており、我々も協力して取り組んでいけたらと思います。</p>
会長	<p>色々ご意見はあると思いますが、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画については、大筋最終案で進めていきたいと考えますがよろしいでしょうか。</p>
	<p>異議なし。</p>
会長	<p>では一部修正箇所はありますが、最終案について承認されたものとしませう。続いて、協議事項(2)その他「障害者福祉のあんない版」の掲載内容について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>令和3年度も「障がい者福祉のあんない版」の作成し、窓口での配布や</p>

	ホームページの掲載により、障がいのある方に関する各種制度の周知に努めたいと考えます。委員の皆様でお気づきの点等ありましたら、事務局までお知らせ下さい。
会長	事務局からの説明に対してご意見等ありますか。今の時点で無くても3月26日までということですので、ご意見等あればお願いします。
原田委員	資料③の答案について、文章頭に「令和3年8月4日付け」とあるが、令和2年の間違いでないかと思います。
事務局	令和2年8月4日に修正します。
小林委員	3点あります。1点目に、この会議に過去2回傍聴者がいません。市民への開催の事前情報が市のホームページ上の「新着情報」ではなく、「審議会の開催予定」に掲載されていたので「新着情報」に載せてほしい。また、議事録についても、「新着情報」に載せてほしい。
事務局	新着情報に掲載します。
小林委員	2点目に、議事録の内容に関してだが、2回目のものが正確ではない。発言内容が正確に記録されていない。発言が短くされていたり、発言そのものが記録されていなかったりする箇所がある。理由があるのであれば伺いたい。
事務局	議事録については、発言どおりに文字にすると伝わりにくい部分もあるので、発言内容は変えずに、表現しやすい文章としています。ご理解いただきたいと思います。
小林委員	このような状態では、議事録とはいえない。議事録というからには、発言をそのまま記録するのが基本である。今の状態では議事録の体をなしていないため修正をお願いします。もし、私の発言内容で分からない部分があれば、抜けている部分や補足が必要な部分は申し上げる。
事務局	再度確認させていただくが、発言どおり記載していくと、文章として表現しにくい箇所については、分かりやすい表現に変えるため、ご理解をお願いします。
小林委員	3点目として、本日も最も言いたいことだが、部会の設置についてである。前回の会議で、会長預かりという形になったが、その結果を伺いたい。
事務局	第2回の協議会で、部会の設置の是非に関して様々なご意見をいただきました。その中で、どういう体制が南丹市にとって最善か、再度検討し進めさせていただきたいと考えています。
小林委員	前回、会長預かりという結論になり、その後、事務局と相談した結果を

	伺いたい。
会長	協議会の役割は、市から提案のあった議案を議論し承認をすること、相談支援センター等からの取組や事業報告等に関する報告を毎年度受けることです。会議としては、様々なご意見を賜りたいこと、今回の会議の趣旨は計画策定に係る部分であること、委員には各機関の代表者が選出されており、部会ごとに振り分けをして議論するのは難しいことを踏まえたなかで、体制の検討は来年度に向けて行っていくということで事務局との話し合いがまとまっています。
小林委員	おっしゃったことは理解した。では、次回の協議会でということで認識をする。前回会議の議事録では部会の立ち上げには賛否両方の意見が出ているかと思うが、私が部会の設置を提案するのは、「市の障がい福祉の課題を改善するための議論をし、行動をすること。行動するということは提言すること。」という協議会の使命を果たすために、部会で議論し提言していく事が必要だと思うからである。国にも福祉協議会の運営マニュアルがある。
事務局	国の運営マニュアルでは地域の実情に合わせて地域拠点を作っていくとの指針があります。今回の計画でもこの指針に則り策定をしています。来年度の協議会では、再度その部分についても議論していただければと思います。今年度の協議会では、計画策定を中心に協議を行っていただきたい旨を前回委員の方々にお伝えしています。他の自治体なども同じとは思いますが、国のマニュアル通り行えていない部分もあり課題もありますが、それぞれが特色を生かした体制の構築に努めていると思います。その点も含めた中で、来年度、皆様のご意見をいただき、現在の南丹市の体制も踏まえた中で議論いただきたいと思いますと考えています。
小林委員	国の指針には、協議会は具体的な課題を解決していくものであり、「施策提案等を目指す」とも明記されている。施策提案をするのであれば、部会の設置が必要であると思う。
会長	来年度、検討する方向で進めていきたいと思います。
高向委員	私も前回の協議会で「部会が設置されれば良い」、「ネットワーク会議の意見があまり反映されていないように感じる」という意見をさせていただいていたが、実際に部会の設置が難しいのであれば、現在のフロー図の様に、ネットワーク会議での発言をまとめ、協議会の場でその内容を提案していくという形も良いのではないかと考えています。本日、午前中に参加した園部地区ネットワーク会議の中でそう思ったところであり、前回の会議では認識が不足していたと反省しています。自身も両方の会議に参加している身として、意見内容の共有もしていけたらと思いますので、事務局

	とも相談しながら、来年度以降の体制についても考えていけたらと思います。
会長	様々のご意見ありがとうございます。時間の関係もありますので来年度に検討することでまとめてさせていただきます。本日の議事を終了いたします。委員の皆様には、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。
事務局	内藤会長には、円滑に議事を進めていただきありがとうございました。本日、急用により中井副会長が欠席となりましたので、代わりまして、榎本福祉保健部長より閉会のあいさつを申し上げます。
榎本部長	(閉会あいさつ)
事務局	それでは、以上で南丹市地域自立支援協議会を閉会いたします。本日は、お忙しい中のご出席、誠にありがとうございました。